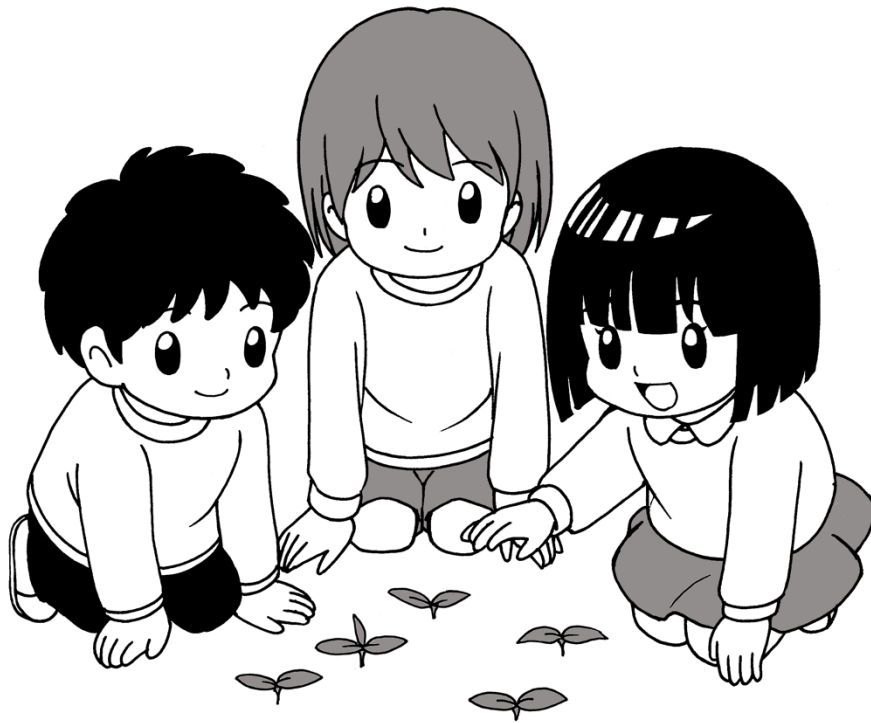


西東京市立 けやき小学校

保護者の会 会則



この会則は、お子さんが在校中は大切に保管し、
必要な際には、ご持参下さい

名前 _____

けやき小学校保護者の会 会則

第1条 名称

この会は、西東京市立けやき小学校保護者の会といい、事務所をけやき小学校校内におく。

第2条 目的

この会は、保護者が学校・地域と話し合い、協力して子どもたちの心豊かで健やかな成長と安全をはかることを目的とする。

第3条 活動

1. 子どもの教育環境・生活環境をよりよくするように活動する。
2. 保護者同士の親睦をはかる。
3. その他、この目的を達成するために必要な活動を行う。

第4条 会員

この会の会員は、けやき小学校に在籍する児童の保護者とする。

第5条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
 - ・総会の定数は、委任状を含めて全会員の3分の2以上の定数をもって成立する。
 - ・総会の議決は出席者の過半数とする。
2. 総会の議長は出席者の中から立候補または推薦で決定する。
3. 定期総会は、年度当初に会長が召集し、次のことを審議決定する。
 - ・新年度役員紹介
 - ・活動報告および活動方針案の承認
 - ・決算報告および予算案の承認
 - ・会則の改正
 - ・その他
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、会長が召集する。
5. 書面総会でも可とする。

第6条 役員会

<構成と選出方法>

前年度中に1学年～5学年の立候補者から選出し、下記の担当を決め学校の代表として活動する。

- ・おたより書記（4名）
- ・会計（2名）
- ・安全防犯（6名）
- ・窓口外部（育成会 1名、運協 1名）

<任期>

役員の任期は1年（毎年4月1日より翌年3月31日まで）とする。ただし、再任を妨げない。

<活動内容>

1. 保護者の会の運営
2. 学校との窓口
3. 総会の開催
4. 運営委員会の開催
5. 会計管理
6. 団体損害保険の窓口
7. 外部団体との窓口
8. 学校行事などの参加、お手伝い等

第7条 運営委員会

運営委員会は、原則として保護者の会役員によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。会議の議決は、出席者の過半数とする。

第8条 会計

1. この会の経費は、会費およびその他の収入でまかなう。
2. 会費は、一世帯年額500円とする。ただし、転出については返金しない。
3. 会計監査を年度末に行い、その結果を総会にて報告する。
4. 会計監査は、前年度の運営委員会から会員2名を選出する。
5. この会計の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 相談役等

この会の運営にあたり、けやき小学校校長を相談役とする。なお、学校と保護者の会の連絡等については副校長が処理する。

第10条 細則

1. この会の運営上必要な細則は、運営委員会で定めることができ、随時変更を可能とする。
細則については、しおりに明記する。但し、この会則を超えないものとする。
2. この会則・しおりは、毎年総会后全世帯に周知する。
3. 旧役員は、次年度総会終了まで新役員を補佐する。
4. 保護者の会活動及び会費に関しては、任意とする。

第11条 会則の改正

この会則は、保護者の会総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第13条 弔慰規定

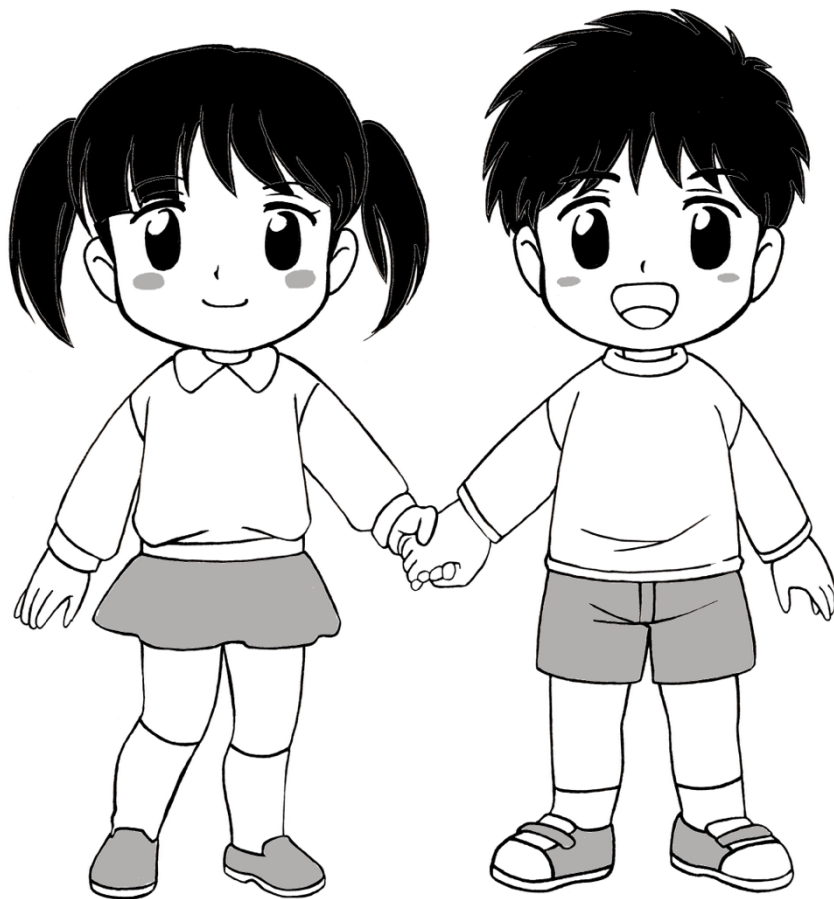
会員および在籍児童、教職員が死亡した場合は、5,000円の弔慰金をおくる。
特例の場合は、役員会で対応し、運営委員会に報告する。

付則 この会則は、平成22年4月1日より施行する。
この会則は、平成26年5月13日より施行する。
この会則は、平成28年10月29日より施行する。
この会則は、令和4年4月1日より施行する。
この会則は、令和6年2月1日より施行する。

この会則は、平成23年5月9日より施行する。
この会則は、平成27年4月1日より施行する。
この会則は、平成29年5月9日より施行する。
この会則は、令和5年4月1日より施行する。
この会則は、令和7年6月1日より施行する。

西東京市立 けやき小学校

保護者の会しおり



目 次

ページ

1、「けやき小学校保護者の会」とは	1
2、「けやき小学校保護者の会」の組織について	2
3、「けやき小学校保護者の会」の役員、委員について	3
※保護者の会役員の活動	
4、「けやき小学校保護者の会」と繋がりのある組織について	4
5、事務手続きの手引	5
6、「けやき小学校保護者の会」の成り立ち	7

1、「けやき小学校保護者の会」とは

けやき小学校保護者の会は、子どもたちの健全な育成のため、そして、子どもたちを良い環境の中で学ばせたいという保護者の気持ちが集まって生まれた会です。

保護者の会の活動は、子どもたちの健やかな成長のために何をしたらよいか、会員同士が話し合い、学び合い、協力して実践していくものです。

地域の方々との連携、学校行事のお手伝い、会の運営に関わる仕事など、様々な活動があります。

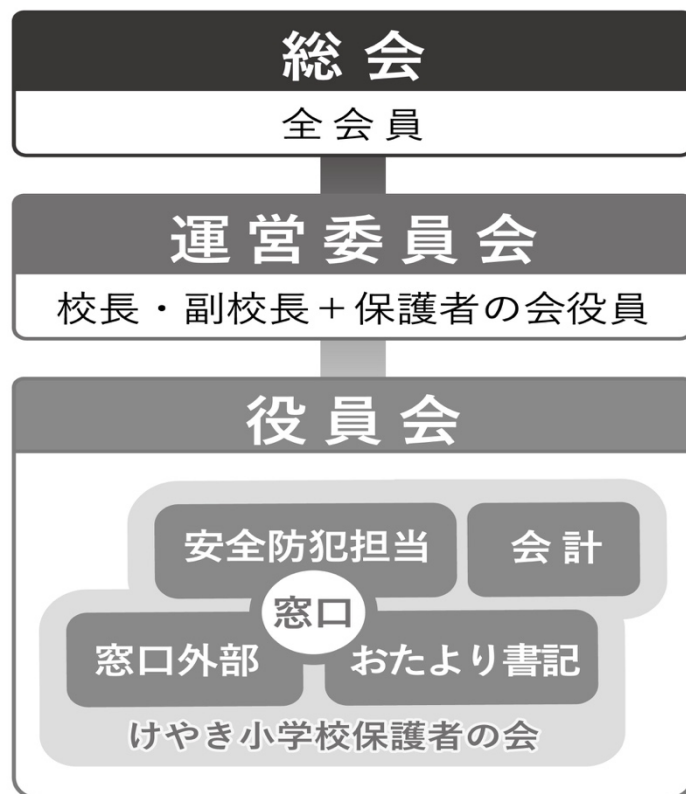
保護者の会の活動は、一部の人の力だけではスムーズに気持ちよく楽しく行っていくことは出来ません。会員の皆さま一人一人が、積極的に活動に参加し、協力していただく必要があります。

どうか、皆さまのお力を「子どもたちのために」お貸してください。そして、皆でけやき小学校保護者の会をすばらしい会にし、大切な子どもたちを健やかに育てていきましょう。

※ 保護者の会の活動は、「けやき小学校保護者の会会則」に定められた内容に基づき行われています。まずは「けやき小学校保護者の会会則」をご一読ください。

2、「けやき小学校保護者の会」の組織について

組織図



組織図詳細

総 会	全会員で構成される「けやき小学校保護者の会」の最高議決機関。 会の予算、決算、年間活動計画、その他の重要な事柄を決めます。
運営委員会	役員会《保護者の会役員全員》、校長・副校長で構成されます。総会に次ぐ議決機関。 役員会、の活動報告や、学校からの連絡事項の伝達を行い、それに従い、 保護者の会の活動に必要な事を決めます。
役 員 会	おたより書記、会計、安全防犯、窓口外部（けやき小学校施設開放運営協議会）《運協》担当、青少年健全育成会にしはら《育成会》担当）で構成されます。 総会や運営委員会の準備、開催のほか、保護者の会の運営や活動に必要な事柄についての話し合いを行います。

3、「けやき小学校保護者の会」の役員、委員について

様々な保護者の会の活動をスムーズに行うために、中心となって各活動を進めていく役員や委員を設けています。役員、委員には次のものがあります。

- ★ 保護者の会役員…前年度中に1～5学年の立候補者の中から選出します。
その中で、安全防犯担当、窓口外部(育成会担当、運協担当)、おたより・書記、会計を決めます。
《前年度までに決定》

- ◆1回でも役員(運営委員会出席者)を引き受けた場合は、役員を辞退できる条件『パスルール』を、以下に定めます。

「パスルール」とは、

1回でも、

- ◆保護者の会役員
- ◆旧地区委員会役員(委員長、副委員長、書記)(令和7年度より地区委員は保護者の会と統合)

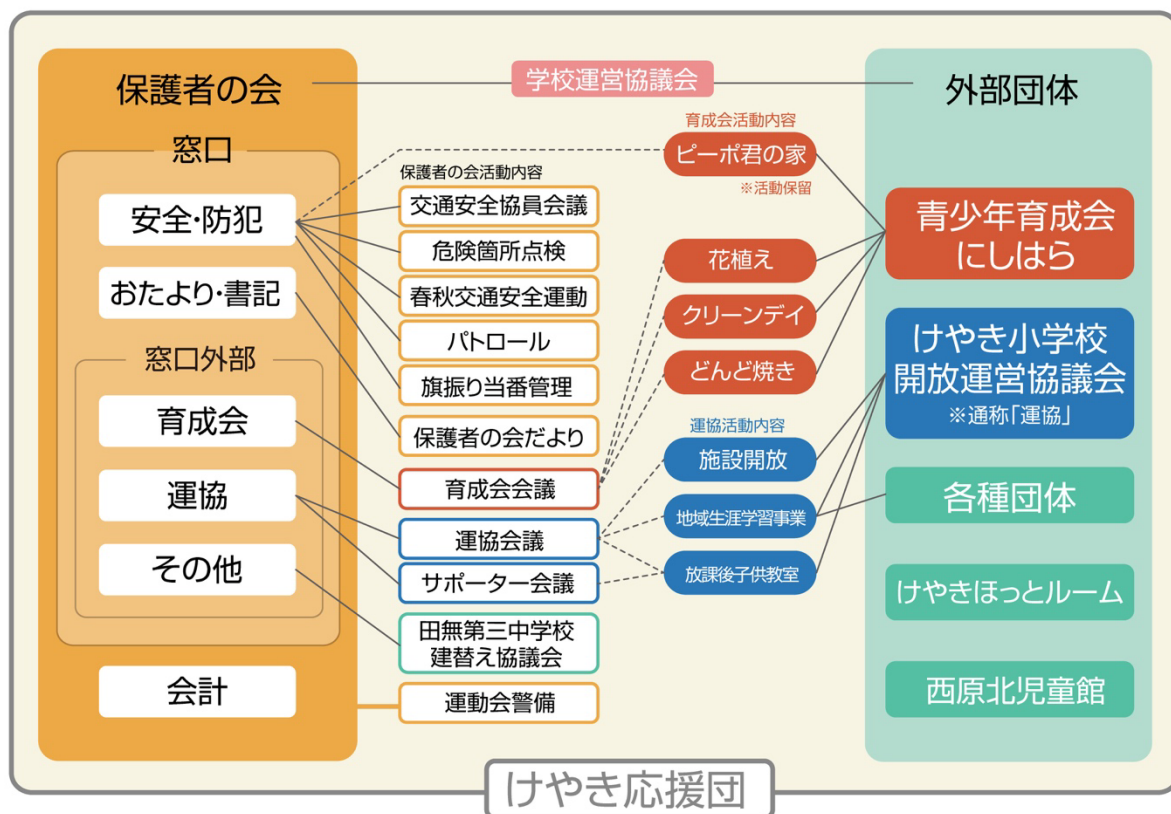
上記記載の、役員(運営委員会出席者)を経験したことがある場合は、
兄弟の有無に関わらず、役員を受けた翌年より無期限で、役員を受けなくてよいとします。

この条件を『パスルール』とします。ただし、再任は妨げないものとします。

【備考】

- ※1. このパスルールの内容は平成25年度に新たに見直され、総会で承認されたものであり、平成27年度以降の保護者の会役員、学級委員会役員および地区委員会役員に適用されるものとします。
- ※2. 以下に該当する役員経験保護者にはパスルールが適用されます。
 - 令和4年度までの学級委員役員経験保護者(令和5年度より学級委員は廃止)
 - 令和5年度までの会長・副会長役員経験保護者(令和6年度より会長と副会長は窓口とおたより・広報に変更)
 - 令和5年度までの守る会担当役員経験保護者(令和6年度より守る会は休止)
 - 令和5年度までの放課後子供教室役員経験保護者(令和6年度より放課後子供教室担当は廃止)
 - 令和6年度までの地区委員会委員長、副委員長、書記(令和7年度より地区委員会は保護者の会と統合)
- ※3. このしおりの内容は、令和6年度の臨時総会において見直され、承認されたものであり、令和7年度の新旧役員より適用されるものとします。

4、「けやき小学校保護者の会」とつながりのある組織について



けやき小学校施設開放運営協議会《運協》

けやき小の子どもたちや地域の人たちに学校施設を開放し利用してもらう「学校施設開放《会議室、教室、体育館、校庭など》」と、地域の方々に学習や様々な体験をする場を提供する「地域生涯学習」の活動を、市から委託を受けて行います。構成メンバーは、学校施設使用団体、育成会の会員、地域の方々、けやき小の副校長先生、けやき小の保護者、けやき小保護者の会役員《運協担当》となります。

青少年健全育成会「にしはら」《育成会》

地域社会の力を結集し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした活動を行います。

- ① 社会環境の浄化活動 《クリーンデー、違法看板の撤去、地域の防犯パトロールなど》
- ② 非行防止活動 《地域パトロール、社明運動(挨拶運動、薬物キャンペーンなど)》
- ③ 健全育成活動 《野外活動、どんど焼き、地域ふれあい学習など》

5、事務手続きの手引き

1、学校施設《会議室、教室、体育館、校庭》の使用について

- ◎ 授業時間外の場合【月、火、木、金17時以降、水15時以降、土日祝日、夏休みなど長期休暇中】
使用月の前月の1日～7日の間に、けやき小学校施設開放運営協議会《運協》に申請し、使用月の前月の第3水曜日16時～18時の間に「許可証」を受け取ります。
 - ① 職員室入口の役員会ボックスにある「申請書」に必要な事項を記入します。
 - ② 使用月の前月の1日～7日の間に「けやき小学校施設開放運営協議会《運協》」に申請します。
体育館棟1階校庭側、管理室入口横の「運協ポスト」に「申請書」を入れます。
 - ③ 使用月の前月の第3水曜日16時～18時の間に、管理室で「許可証」を受け取ります。
 - ④ 当日の鍵は、警備員さんに開けてもらい、使用後は「許可証」の裏面に使用状況を記入して、警備員さんに提出します。
- ◎ 授業時間内の場合
 - ① 職員室にある「けやき小学校会議室等使用申請」のノートで空き状況を確認し、使用日時、使用者の所属、氏名を記入し、予約をして下さい。
 - ② 会議室を使用する際は、事務室窓口にある「鍵受け渡し簿」に記入して下さい。
(鍵は事務室に保管してあります)

2、PTA総合保険について

保護者の会では、全ての児童及び保護者全員を対象とした、PTA総合保険に加入しています。
保険が適用されるのは、以下の通りです。

- 1 役員会活動中、学級(学年)活動・地区活動中、打ち合わせ等の活動中、地区で行っている防犯パトロール中、保護者の会で呼びかける合同パトロール中、活動場所と自宅との往復中の傷害事故及び賠償事故
 - 2 校外学習の付き添い、音楽・水泳学習の補助等の教育活動ボランティア中の傷害事故
- ※保険の適用範囲に関連いたしますので、学級(学年)、地区活動を企画する際は、活動終了時に参加者の事故の有無を確認し、万が一事故があった際は、保護者の会に連絡してください。
なお、ケガの補償は少額ですので、事故のないよう十分注意して行って下さい。

3、連絡網について

＜保護者の会からのおたより・連絡＞

・保護者の会からのおたより・連絡は、学校一斉メールまたはおたよりにて連絡いたします。

4、非常事態時の緊急連絡網について

非常事態とは、予期せぬ台風の接近、地震発生や不審者の出没などによる危険な状況のことを指します。

◎学校からメールが配信されます。

5、印刷物配布について

基本的には、学校の印刷機を使用して下さい。

印刷機はA会議室にあります。

印刷後、A会議室にある「印刷記録ノート」に製版回数・印刷枚数等を記入します。

有料コピーの場合は必ず領収書をもっておいってください。

自宅コピーの場合は1枚あたり5円で請求できます。

※代金は「保護者の会会計」に請求してください。

6、「けやき小学校保護者の会」の成り立ち

「けやき小学校保護者の会」はどのような経緯でつくられたのでしょうか。

けやき小学校の前身である西原小学校、西原第二小学校には PTA 組織がありました。合併後の運営を検討するために、「PTA を考える会」が発足しましたが二校の PTA 運営の違いなどから PTA 組織は作らないことになり、開校時は学級委員会と地区委員会だけでスタートしました。

当時はお便りなどを作る際に、学校のコピー機を使わせていただいていたのですが、学校の備品等の使用については、制限があり、保護者の会で独自で印刷機をリースすることになりました。しかし、代表が居ないため契約することが出来ませんでした。そこで、「事務局」を置いて契約名義の代表とし、「学級委員会」「地区委員会」「事務局」の三組織を「保護者の会」と呼ぶことになりました。

しかし、保護者の皆さんから集めた会費からの支払いであることにもかかわらず、決定機関がないという問題が浮上してきました。同等に位置する三つの組織がそれぞれ承認すればよいのかかもしれませんが、やはり保護者の皆さんの了解が得られなければ支出が出来ません。また、当時の校長先生からも、他校から保護者宛てに学校便りや PTA 便りなどの広報誌が送られてきたときに、「保護者の会」の誰に渡せばよいのか判らないなどといったこともあり、代表となる組織を是非上に置いてほしいとの要望もあったので、平成21年度に「保護者の会を考える会」が発足しました。

全保護者に手紙を配布し、「保護者の会を考える会」への参加を呼び掛けました。集まったメンバーで話し合いを重ね、保護者の皆さんの意見をお聞きするために臨時総会を開催し、新しい組織を作ることを「保護者の会を考える会」から提案しました。臨時総会で承認されて「保護者の会」が発足し、「事務局代表」から「保護者の会代表」に移行して半年間活動をしました。

平成22年度は、まず、「保護者の会しおり」を作りました。また組織的な会則ではなかったもので、運営委員会で会則の改正、追加案を作成し、総会で承認を得て決定し、新しい会則を発行しました。そのほかに育成会や運協などの外部の組織から、けやき小学校側の窓口がわかりにくいとのお話があったので、それまで、事務局にばらばらに置かれていた運協担当者、育成会担当者、子どもの安全を守る会担当者を役員会内に置いて、外部との窓口を一本化し、現在の形になっています。

なお、「保護者の会」と「PTA」との違いは会員に「先生」が入っていないことです。「けやき小学校保護者の会」では、会議や学校側との話し合いには相談役として校長先生がいらつしやり、副校長先生にも関わっていただいておりますが、会員の中には先生方は入っていません。

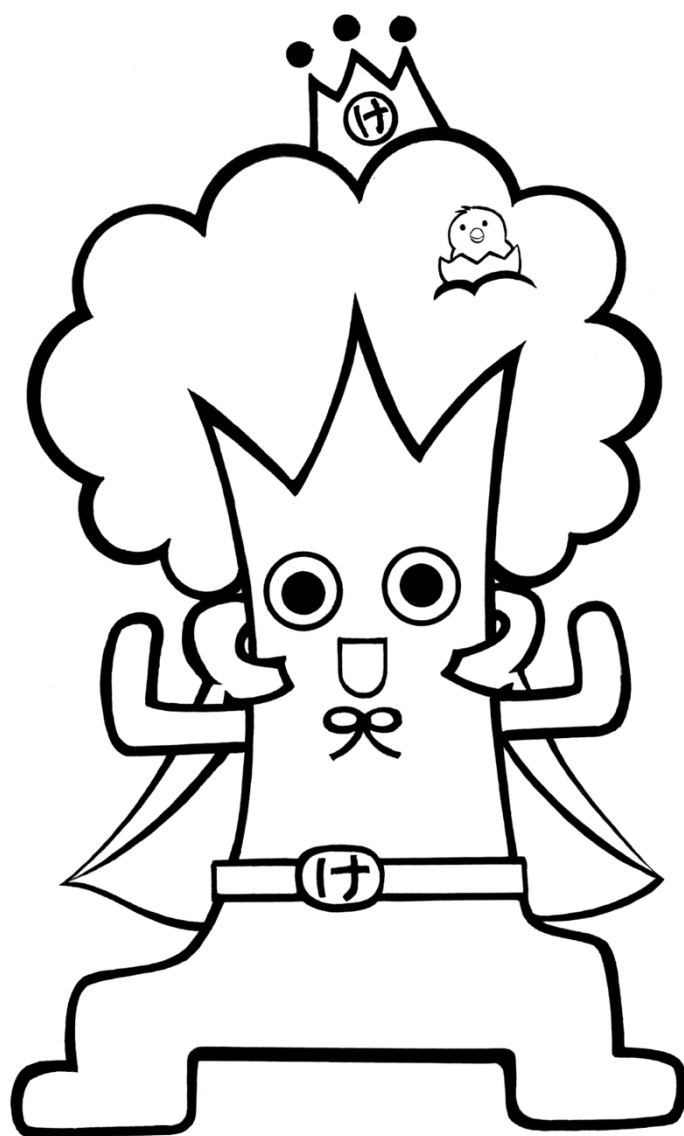
※令和5年度より学級委員廃止。令和6年度より子どもの安全を守る会休止。

令和7年度より地区委員と保護者の会は統合し、安全防犯担当に名称変更。

PTA (Parent-Teacher Association)

各学校ごとに組織され、保護者と教職員による教育関係団体のことである。

各自が任意で入会する団体で、個々の生徒の成長よりも、寄付金を集めたり、教職員を支援することなどで、学校全体ひいてはあらゆるこども達の利益となる活動を目的としている。



平成22年11月発行
平成25年 2月改正
平成26年 5月改正
平成27年 5月改正
平成28年 5月改正
平成28年10月改正
平成29年 5月改正
平成29年10月改正
平成30年10月改正
令和4年4月改正
令和5年4月改正
令和6年1月改正
令和7年度5月改正

西東京市立けやき小学校保護者の会